

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅱ 組合監督上の評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－１ 法令等遵守（特に重要な事項） Ⅱ－３－１－１ 不祥事件等に対する監督上の対応 役職員の不祥事件等に対する業務改善命令等の監督上の対応については、以下のとおり、厳正に取り扱うこととする。 （１）（略） （２）発生時の行政庁への報告 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成５年大蔵省・農林水産省令第２号。以下「信用事業命令」という。）第５１条第１項第１７号及び同条第３項の規定に基づく報告は、次によるものとする（参考様式３－４）。 ① 当該組合を所管する行政庁が主務大臣である場合 水産庁長官は組合から（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長を経由して）報告を受けるものとする。<u>金融庁銀行・証券監督局長</u>においては、所轄財務事務所長、財務局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して報告を受けるものとする。 ② （略） （３）～（５）（略）	Ⅱ 組合監督上の評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－１ 法令等遵守（特に重要な事項） Ⅱ－３－１－１ 不祥事件等に対する監督上の対応 役職員の不祥事件等に対する業務改善命令等の監督上の対応については、以下のとおり、厳正に取り扱うこととする。 （１）（略） （２）発生時の行政庁への報告 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成５年大蔵省・農林水産省令第２号。以下「信用事業命令」という。）第５１条第１項第１７号及び同条第３項の規定に基づく報告は、次によるものとする（参考様式３－４）。 ① 当該組合を所管する行政庁が主務大臣である場合 水産庁長官は組合から（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長を経由して）報告を受けるものとする。<u>金融庁監督局長</u>においては、所轄財務事務所長、財務局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して報告を受けるものとする。 ② （略） （３）～（５）（略）

改正後	現 行
Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 一般的な事務処理 Ⅲ－１－２ 監督部局間における連携 （１）金融庁と財務局との連携 水協法第 127 条第 13 項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、水産業協同組合法施行令（平成 5 年政令第 328 号。以下「施行令」という。）第 28 条の規定に基づき財務局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請があったときは、事情を調査の上、財務局長の意見を付して、<u>金融庁銀行・証券監督局長</u>に進達することとするほか、信漁連に関しては、参考となる情報があれば、適宜、<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。 （２）金融庁と水産庁との連携 信漁連に係る認可又は承認等を行うに当たっては、<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>及び水産庁漁政部水産経営課は、相互に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。 Ⅲ－１－３ 検査部局等との連携 Ⅲ－１－３－２ 検査部局による検査着手前	Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 一般的な事務処理 Ⅲ－１－２ 監督部局間における連携 （１）金融庁と財務局との連携 水協法第 127 条第 13 項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、水産業協同組合法施行令（平成 5 年政令第 328 号。以下「施行令」という。）第 28 条の規定に基づき財務局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請があったときは、事情を調査の上、財務局長の意見を付して、<u>金融庁監督局長</u>に進達することとするほか、信漁連に関しては、参考となる情報があれば、適宜、<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。 （２）金融庁と水産庁との連携 信漁連に係る認可又は承認等を行うに当たっては、<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>及び水産庁漁政部水産経営課は、相互に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。 Ⅲ－１－３ 検査部局等との連携 Ⅲ－１－３－２ 検査部局による検査着手前

改正後	現 行
検査着手に当たって、監督部局（注１）は、検査責任者に対し、信漁連の現状等（注２）についての説明を行うものとする。 （注１）監督部局とは、財務省財務局検査の場合には財務局金融監督担当課、<u>金融庁検査部局検査</u>の場合には<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>、農林水産省大臣官房検査・監察部検査の場合には水産庁漁政部水産経営課とする。 （注２）（略）	検査着手に当たって、監督部局（注１）は、検査責任者に対し、信漁連の現状等（注２）についての説明を行うものとする。 （注１）監督部局とは、財務省財務局検査の場合には財務局金融監督担当課、<u>金融庁検査局検査</u>の場合には<u>監督局総務課協同組織金融室</u>、農林水産省大臣官房検査・監察部検査の場合には水産庁漁政部水産経営課とする。 （注２）（略）
Ⅲ－１－３－３ 検査部局による検査終了後 （１）監督部局は、検査書（金融庁においては「検査結果通知書」を指す。以下同じ。）の交付日と原則として同日付けで、信漁連に対し、当該検査書において指摘された事項の事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を１か月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、水協法第 122 条に基づき求めるものとする（参考様式 5－4 ①②）。また、その結果を関係都道府県知事に通知するものとする。（ただし、農林水産省における水協法第 122 条に基づく報告の発出及び受理は、水産庁漁政部水産経営課において行うこととし、<u>金融庁検査部局検査</u>が行われた場合には、水協法第 122 条に基づく報告の発出及び受理は、財務省財務局金融監督担当課が行うこととする。） 都道府県においても、漁協及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする信漁連に対し、検査書の交付日と原則として同日付けで、検査書における指摘事項の事実確認、発生原	Ⅲ－１－３－３ 検査部局による検査終了後 （１）監督部局は、検査書（金融庁においては「検査結果通知書」を指す。以下同じ。）の交付日と原則として同日付けで、信漁連に対し、当該検査書において指摘された事項の事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を１か月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、水協法第 122 条に基づき求めるものとする（参考様式 5－4 ①②）。また、その結果を関係都道府県知事に通知するものとする。（ただし、農林水産省における水協法第 122 条に基づく報告の発出及び受理は、水産庁漁政部水産経営課において行うこととし、<u>金融庁検査局検査</u>が行われた場合には、水協法第 122 条に基づく報告の発出及び受理は、財務省財務局金融監督担当課が行うこととする。） 都道府県においても、漁協及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする信漁連に対し、検査書の交付日と原則として同日付けで、検査書における指摘事項の事実確認、発生原

改 正 後	現 行
因分析、改善策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、水協法第122条に基づき求めることが望ましい。また、その結果概要を水産庁漁政部水産経営課に報告することが望ましい。この場合、Ⅲ－1－3－3における以下の規定及びⅢ－1－3－1の規定を準用することとする。 ただし、検査書の中に、下記①から③までに記載するような重大な指摘があるような場合には、必要に応じ、下記（2）（注1）の説明を踏まえ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、下記①から③までの各号に記載する着眼点の例示に留意しつつ、十分検討した上で報告を求めることとする。 ①～③ （略） （注）（略） （2）～（4）（略） （5）財務省財務局金融監督担当課は<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>との十分な連携によりこれらの事務を行うものとし、<u>金融庁検査部局</u>との連携は財務省財務局検査担当課を通じて行うものとする。 （注）（略） Ⅲ－1－4 個別信漁連に関する行政報告等 個別信漁連に関するデータベースの提出 Ⅲ－1－1－2（3）	因分析、改善策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、水協法第122条に基づき求めることが望ましい。また、その結果概要を水産庁漁政部水産経営課に報告することが望ましい。この場合、Ⅲ－1－3－3における以下の規定及びⅢ－1－3－1の規定を準用することとする。 ただし、検査書の中に、下記①から③までに記載するような重大な指摘があるような場合には、必要に応じ、下記（2）（注1）の説明を踏まえ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、下記①から③までの各号に記載する着眼点の例示に留意しつつ、十分検討した上で報告を求めることとする。 ①～③ （略） （注）（略） （2）～（4）（略） （5）財務省財務局金融監督担当課は<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>との十分な連携によりこれらの事務を行うものとし、<u>金融庁検査局</u>との連携は財務省財務局検査担当課を通じて行うものとする。 （注）（略） Ⅲ－1－4 個別信漁連に関する行政報告等 （1）個別信漁連に関するデータベースの提出 Ⅲ－1－1－2

改正後	現 行
<u>の要領により整備した個別信漁連に関するデータベースについては、金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室と共有するものとする。金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室は適宜これを財務局に情報提供するものとする。</u>	<u>(3)の要領により整備した個別信漁連に関するデータベースについては、金融庁監督局総務課協同組織金融室と共有するものとする。金融庁監督局総務課協同組織金融室は適宜これを財務局に情報提供するものとする。</u>
Ⅲ－１－６ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係） （１）・（２）（略） （３）行政報告 以上のような金融上の諸措置をとったときは、都道府県は遅滞なく、所轄財務事務所長、財務局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由の上、<u>金融庁銀行・証券監督局長</u>に報告するとともに、水産庁長官に（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長を経由して）報告するものとする。	Ⅲ－１－６ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係） （１）・（２）（略） （３）行政報告 以上のような金融上の諸措置をとったときは、都道府県は遅滞なく、所轄財務事務所長、財務局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由の上、<u>金融庁監督局長</u>に報告するとともに、水産庁長官に（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長を経由して）報告するものとする。
Ⅲ－２ 組合に関する苦情・情報提供等 Ⅲ－２－１ 相談・苦情等を受けた場合の対応 （１）（略） （２）組合に対する監督上、で参考になると考えられるものについては、その内容を記録（参考様式５－２①）するものとする。 なお、財務局がうけた相談・苦情等において、特に有力な情	Ⅲ－２ 組合に関する苦情・情報提供等 Ⅲ－２－１ 相談・苦情等を受けた場合の対応 （１）（略） （２）組合に対する監督上、で参考になると考えられるものについては、その内容を記録（参考様式５－２①）するものとする。 なお、財務局がうけた相談・苦情等において、特に有力な情

改 正 後	現 行
報と認められるものについては、速やかに<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>に報告するものとする。	報と認められるものについては、速やかに<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>に報告するものとする。
(3) 財務局は、1年間の相談・苦情等の件数を毎年3月末現在で取りまとめ、これを4月末日までに<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>に報告(参考様式5-2②)するものとする。	(3) 財務局は、1年間の相談・苦情等の件数を毎年3月末現在で取りまとめ、これを4月末日までに<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>に報告(参考様式5-2②)するものとする。
Ⅲ-2-3 金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、いわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された情報に係る監督上の対応	Ⅲ-2-3 金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、いわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された情報に係る監督上の対応
(1) <u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>は、金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、情報提供者からいわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された組合に関する情報を水産庁漁政部水産経営課に提供する(情報提供者が関係省庁等への連絡を希望しない場合を除く。)。水産庁漁政部水産経営課は、当該情報が漁協及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする信漁連に係るものである場合には、当該情報を都道府県に提供する。	(1) <u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>は、金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、情報提供者からいわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された組合に関する情報を水産庁漁政部水産経営課に提供する(情報提供者が関係省庁等への連絡を希望しない場合を除く。)。水産庁漁政部水産経営課は、当該情報が漁協及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする信漁連に係るものである場合には、当該情報を都道府県に提供する。
(2) ～ (4) (略)	(2) ～ (4) (略)
Ⅲ-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応	Ⅲ-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応
Ⅲ-3-2 照会に対する回答方法	Ⅲ-3-2 照会に対する回答方法

改正後	現 行
(1) (略) (2) 回答に当たって判断がつかないもの等については、<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>又は水産庁漁政部水産経営課と<u>電子メール</u>等により協議する。 (3) <u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室長</u>又は水産庁漁政部水産経営課長は、所管する法令に関し、所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体（注）から、次の①及び②の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。 （注）（略） ①・② （略） ③ 照会窓口 照会書面の受付窓口は、照会内容に係る法令を所管する<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>若しくは水産庁漁政部水産経営課又は照会者を所管する財務局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下（３）において同じ。）担当課とする。財務局担当課が照会書面を受領した場合には、速やかに<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>又は水産庁漁政部水産経営課に<u>電子メール</u>等にて照会書面	(1) (略) (2) 回答に当たって判断がつかないもの等については、<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>又は水産庁漁政部水産経営課と<u>ファックス</u>等により協議する。 (3) <u>金融庁監督局総務課協同組織金融室長</u>又は水産庁漁政部水産経営課長は、所管する法令に関し、所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体（注）から、次の①及び②の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。 （注）（略） ①・② （略） ③ 照会窓口 照会書面の受付窓口は、照会内容に係る法令を所管する<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>若しくは水産庁漁政部水産経営課又は照会者を所管する財務局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下（３）において同じ。）担当課とする。財務局担当課が照会書面を受領した場合には、速やかに<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>又は水産庁漁政部水産経営課に<u>ファックス</u>又は<u>電子メール</u>にて照会書面を送付するこ

改 正 後	現 行
を送付することとする。 ④ 回答 イ. <u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室長</u>又は水産庁漁政部水産経営課長は、照会者からの照会書面が照会窓口到達してから原則として2か月以内に、照会者に対して回答を行うよう努めることとし、2か月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。 ロ. (略) ハ. 本手続による回答を行わない場合には、<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>又は水産庁漁政部水産経営課は、照会者に対し、その旨及び理由を説明することとする。 ⑤ (略) (4) ・ (5) (略)	ととする。 ④ 回答 イ. <u>金融庁監督局総務課協同組織金融室長</u>又は水産庁漁政部水産経営課長は、照会者からの照会書面が照会窓口到達してから原則として2か月以内に、照会者に対して回答を行うよう努めることとし、2か月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。 ロ. (略) ハ. 本手続による回答を行わない場合には、<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>又は水産庁漁政部水産経営課は、照会者に対し、その旨及び理由を説明することとする。 ⑤ (略) (4) ・ (5) (略)
Ⅲ－３－３ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） 法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」	Ⅲ－３－３ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） 法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」

改 正 後	現 行
(平成 13 年 7 月 16 日付け)を、農林水産省では、「農林水産省における法令適用事前確認手続きに関する規則」(平成 14 年 3 月 27 日付け農林水産省訓令第 4 号)を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては必ずこれらの規則を参照するものとする。 (1) 照会窓口 照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する金融庁(財務局所管の組合にあっては財務局)又は農林水産省の担当課室とし、それぞれに照会する。財務局が照会を受けた場合には、照会事案に係る法令を所管する金融庁担当課室に対し、照会書面を原則として3日以内に<u>電子メール</u>等により送付する。 (削る) (2) (略) Ⅲ－4 水協法等に係る事務処理 Ⅲ－4－6 子会社等 Ⅲ－4－6－5 信漁連とその証券子会社等の関係 (1) ・ (2) (略) (3) 銀証ファイアーウォール規制の緩和に伴う優越的地位の濫用の防止について ① ・ ② (略)	(平成 13 年 7 月 16 日付け)を、農林水産省では、「農林水産省における法令適用事前確認手続きに関する規則」(平成 14 年 3 月 27 日付け農林水産省訓令第 4 号)を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては必ずこれらの規則を参照するものとする。 (1) 照会窓口 照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する金融庁(財務局所管の組合にあっては財務局)又は農林水産省の担当課室とし、それぞれに照会する。財務局が照会を受けた場合には、照会事案に係る法令を所管する金融庁担当課室に対し、照会書面を原則として3日以内に<u>ファックス</u>等により送付する。 <u>(注)財務局においては、照会書面を金融庁担当課室に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。</u> (2) (略) Ⅲ－4 水協法等に係る事務処理 Ⅲ－4－6 子会社等 Ⅲ－4－6－5 信漁連とその証券子会社等の関係 (1) ・ (2) (略) (3) 銀証ファイアーウォール規制の緩和に伴う優越的地位の濫用の防止について ① ・ ② (略)

改 正 後	現 行
③ 監督手法・対応 優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口に対して寄せられた情報、融資先ヒアリングの結果など、様々なチャネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照会等を含めた外部情報を分析し、重点的にモニタリングを実施することとする。これらのモニタリング、検査結果及び不祥事件等届出書等により、優越的地位の濫用に係る問題があると認められる場合には、必要に応じ、水協法第 122 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。 なお、証券会社においても金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第 1 項第 10 号に基づき、親銀行等又は子銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行うことが禁止されており、これは信用事業命令第 7 条の 4 第 3 号と同趣旨であることから、同様の目線や着眼点で検査・監督を行う必要があるため、<u>金融庁銀行・証券監督局証券課及び証券取引等監視委員会</u>と十分に連携する必要があることに留意する。また、独占禁止法に規定される優越的地位の濫用の禁止を踏まえ、公正取引委員会と定期的な意見交換を実施する。 Ⅲ－４－１４ 信託業務の兼営 Ⅲ－４－１４－１ 信託兼営組合の監督事務の取扱い Ⅲ－４－１４－１－１ 信託兼営認可申請の処理	③ 監督手法・対応 優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口に対して寄せられた情報、融資先ヒアリングの結果など、様々なチャネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照会等を含めた外部情報を分析し、重点的にモニタリングを実施することとする。これらのモニタリング、検査結果及び不祥事件等届出書等により、優越的地位の濫用に係る問題があると認められる場合には、必要に応じ、水協法第 122 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。 なお、証券会社においても金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第 1 項第 10 号に基づき、親銀行等又は子銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行うことが禁止されており、これは信用事業命令第 7 条の 4 第 3 号と同趣旨であることから、同様の目線や着眼点で検査・監督を行う必要があるため、<u>金融庁監督局証券課及び証券取引等監視委員会</u>と十分に連携する必要があることに留意する。また、独占禁止法に規定される優越的地位の濫用の禁止を踏まえ、公正取引委員会と定期的な意見交換を実施する。 Ⅲ－４－１４ 信託業務の兼営 Ⅲ－４－１４－１ 信託兼営組合の監督事務の取扱い Ⅲ－４－１４－１－１ 信託兼営認可申請の処理

改 正 後	現 行
組合から、金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律（昭和 18 年法律第 43 号。以下「兼営法」という。）第 1 条第 1 項に基づく信託兼営の認可申請があったときは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 16 号。以下「兼営法施行規則」という。）第 33 条の規定により、事情を調査の上、財務局の意見を付して、<u>金融庁銀行・証券監督局長</u>に進達するものとする。 Ⅲ－４－１４－１－２ 行政報告 財務局長は、信託兼営組合に関し、次に掲げる委任事項についての行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>金融庁銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。 ①～④ （略） Ⅲ－５ 行政指導等を行う際の留意点等 Ⅲ－５－１ 行政指導等を行う際の留意点 組合に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第 2 条第 6 項にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行政行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。 （１）～（３）（略）	組合から、金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律（昭和 18 年法律第 43 号。以下「兼営法」という。）第 1 条第 1 項に基づく信託兼営の認可申請があったときは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 16 号。以下「兼営法施行規則」という。）第 33 条の規定により、事情を調査の上、財務局の意見を付して、<u>監督局長</u>に進達するものとする。 Ⅲ－４－１４－１－２ 行政報告 財務局長は、信託兼営組合に関し、次に掲げる委任事項についての行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。 ①～④ （略） Ⅲ－５ 行政指導等を行う際の留意点等 Ⅲ－５－１ 行政指導等を行う際の留意点 組合に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第 2 条第 6 項にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行政行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。 （１）～（３）（略）

改 正 後	現 行
(4) 行政指導の方式（行政手続法第 35 条） ① （略） ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第 35 条第 4 項各号に該当する場合を除く。）。 イ. ～ハ. （略） Ⅲ－6 行政処分を行う際の留意点 Ⅲ－6－4 関係当局等との連携及び連絡 上記Ⅲ－6－1－1（1）から（6）までの不利益処分等をしようとする場合には、水産庁漁政部水産経営課及び財務局金融監督担当課は<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>との十分な連携によりこれらの事務を行うものとする。 また、必要に応じて、財務局間において密接な連携に努め、さらに、必要に応じて、関係当局等への連絡を行うものとする。 Ⅳ 特定信用事業代理業 Ⅳ－3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理 Ⅳ－3－1 一般的な事務処理 Ⅳ－3－1－5 行政報告	(4) 行政指導の方式（行政手続法第 35 条） ① （略） ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第 35 条第 3 項各号に該当する場合を除く。） イ. ～ハ. （略） Ⅲ－6 行政処分を行う際の留意点 Ⅲ－6－4 関係当局等との連携及び連絡 上記Ⅲ－6－1－1（1）から（6）までの不利益処分等をしようとする場合には、水産庁漁政部水産経営課及び財務局金融監督担当課は<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>との十分な連携によりこれらの事務を行うものとする。 また、必要に応じて、財務局間において密接な連携に努め、さらに、必要に応じて、関係当局等への連絡を行うものとする。 Ⅳ 特定信用事業代理業 Ⅳ－3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理 Ⅳ－3－1 一般的な事務処理 Ⅳ－3－1－5 行政報告

改 正 後	現 行
(1) 財務局長は、各四半期末現在における特定信用事業代理業者の状況について、翌月 20 日までに<u>金融庁銀行・証券監督局長</u>へ報告することとする。 (参考) 参考様式 4－14 (2) 農林水産大臣及び財務局長は、特定信用事業代理業者の監督に関し、次の①から⑦までに掲げる場合には、その内容を遅滞なく、農林水産大臣にあつては、所属組合が漁協の場合、知事に報告することとし、財務局長にあつては、<u>金融庁銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。①及び③の場合における報告は、参考様式 4－14 によることとする。 ①～⑦ (略)	(1) 財務局長は、各四半期末現在における特定信用事業代理業者の状況について、翌月 20 日までに<u>金融庁監督局長</u>へ報告することとする。 (参考) 参考様式 4－14 (2) 農林水産大臣及び財務局長は、特定信用事業代理業者の監督に関し、次の①から⑦までに掲げる場合には、その内容を遅滞なく、農林水産大臣にあつては、所属組合が漁協の場合、知事に報告することとし、財務局長にあつては、<u>金融庁監督局長</u>に報告するものとする。①及び③の場合における報告は、参考様式 4－14 によることとする。 ①～⑦ (略)

附 則

この通知の改正は、令和 8 年 8 月 17 日から適用する。